

- ◆円滑な変更協議に資するため、直轄工事受注者(港湾空港関係)からの問合せや相談への対応を行うため、変更契約に関する相談窓口を本局(開発建設部)に設置しました。
- ◆問合せ・相談は、下記のメールアドレス宛に提出して下さい。
- ◆相談窓口の対象工事は、港湾空港関連(本官・分任官)工事です。
- ◆問合せ・相談は、問合せのあったメールアドレス宛に回答します。

書面による
問合せ・相談

